



JT-Q702

メッセージ転送部 信号データリンク部

(Message Transfer Part, Signalling Data Link)

第1版

1987年4月28日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE



本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、
転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1. 國際勧告等との関連

- (1) 本標準は C C I T T 勧告 1984 年版 Q. 7 0 2 に準拠したものである。

2. 上記國際勧告等に対する追加事項等

- (1) 本標準が上記 C C I T T 勧告に対し、先行して記述している項目はない。
- (2) 本標準は上記 C C I T T 勧告に対し、下記項目についての記述を削除している。
- (a) 4 KHz または 3 KHz の音声周波アナログ伝送路による信号データリンク
 - (b) 衛星経由の信号データリンク
 - (c) 64Kb/s ディジタル交換機の半固定チャネルを信号チャネルとする信号データリンク
- 上記項目を削除した理由は、
- (a)、(b)については、 J T - Q 7 0 1 において削除したことによる。
 - (c)については、信号システムの仕様の明確化を図る上で有効であり、しかも、信号システムの機能性に影響を与えないことによる。
- (3) 本標準は上記 C C I T T 勧告に対し、追加した項目はない。
- (4) 下記項目については、 C C I T T 勧告において複数の選択肢があるものであり、 T T C としては次の理由により、標準化したものである。
- (a) 2.1 節「ディジタルの場合のペアラレートは、 64Kb/s である。」とした。
本項目を標準化した理由は、 C C I T T 勧告において、最も標準的なペアラレートであることによる。
 - (b) 2.2 節「信号速度は、 4.8Kb/s、 48Kb/s あるいは 64Kb/s である。」とした。
本項目を標準化した理由は、 C C I T T 勧告において、最も標準的な信号速度が 64Kb/s であること、及び国内網の信号システムにおいて最も稼働実績のある信号速度が 4.8Kb/s、 48Kb/s であることによる。
 - (c) 4.1 節「インターフェース条件の規定点は、 図 4-1 / J T - Q 7 0 2 に示す C 点とする。」とした。
本項目を標準化した理由は、上記(a)による。
 - (d) 4.2 節「インターフェース箇所の C 点は、 C C I T T 勧告の X. 5 0 インタフェース条件を満足しなければならない。」とした。
本項目を標準化した理由は、上記(a)及び(b)による。
- (5) C C I T T 勧告において国別扱い（National Matter）になっているものを T T C として標準化したものはない。

3. 改版の履歴

版 数	制 定 日	改 版 内 容
第 1 版	昭和 62 年 4 月 28 日	制 定

4 . 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、T T C ホームページでご覧になれます。

目 次

1. 概 説	1
2. 信号速度	1
3. 品質条件	1
4. インタフェース条件の規定点	1

1. 概 説

1.1 信号データリンクは、双方向の信号伝送路であり、逆方向・同一速度で動作する2つのデータチャネルにより構成される。信号データリンクは、本信号方式の4つの機能階層の最下位レベル、即ちレベル1の位置を占める。

1.2 図1-1／JT-Q702に信号データリンクの機能ブロック図を示す。

1.3 ディジタルの信号データリンクは、(1)ディジタルの伝送チャネルと、(2)信号端末（レベル2）とのインターフェースをとる終端装置とから構成される。ディジタルの伝送チャネルは、PCM（パルス符号変調）又は同期ディジタルチャネル^{*1}用の多重化装置、あるいは、データ回線用の多重化システム^{*2}に接続される。

*1 : CCITT勧告G. 732, G. 733, G. 734, G. 744, G. 746, G. 736, G. 737, G. 738, G. 739を参照

*2 : CCITT勧告X. 50, X. 51, X. 50bis, X. 51bisを参照

1.4 信号データリンクを2つの信号端末を結ぶ信号リンクとして用いる場合には、本方式専用としなければならない。即ち、本方式の信号フォーマットに準ずる情報のみを伝送し、その他の情報は、同一チャネル上に伝送できない。

1.5 エコー・サプレッサ、ディジタル・パッド、あるいはA/ μ 側変換器のように音声回線に付加して用いられる装置は、信号データリンクの全二重動作及びビット伝送の完全性を保証させるため、動作させないようにする必要がある。

2. 信号速度

2.1 ディジタルの場合のベアラートは、64Kb/sである。

2.2 信号速度は、4.8Kb/s、48Kb/sあるいは64Kb/sである。

3. 品質条件

信号データリンクが満足すべき、品質条件（データチャネルの誤り率特性等）は、関連する勧告に従うものとする。

4. インタフェース条件の規定点

4.1 インタフェース条件の規定点は、図4-1／JT-Q702に示すC点とする。

4.2 インタフェース箇所のC点は、CCITT勧告のX. 50インターフェース条件を満足しなければならない。

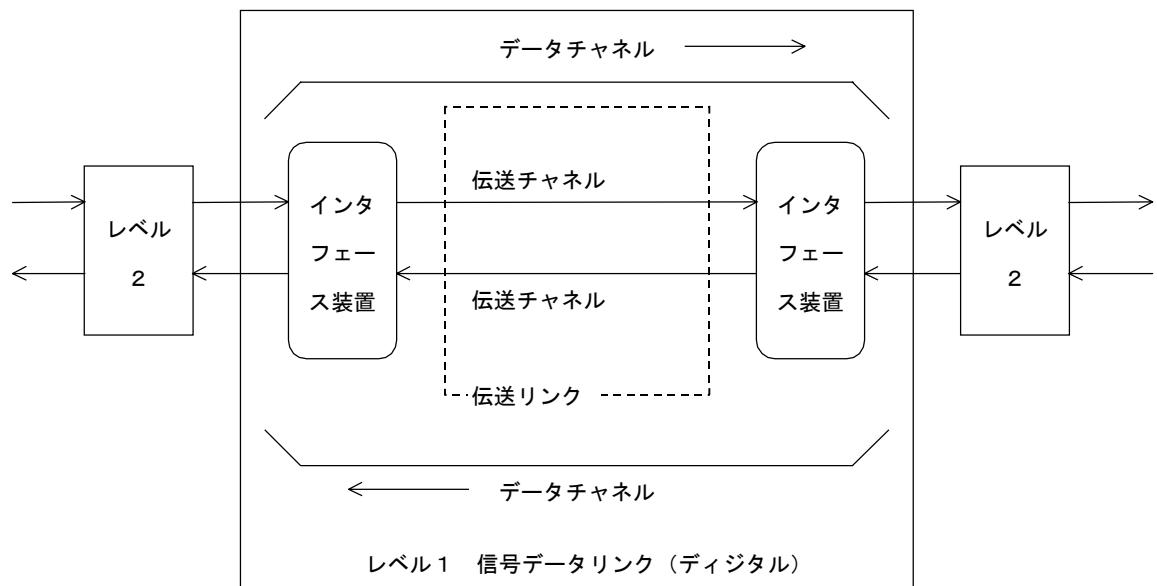


図 1-1 / JT-Q 702 信号データリンクの機能構成図
(C C I T T Q. 702)

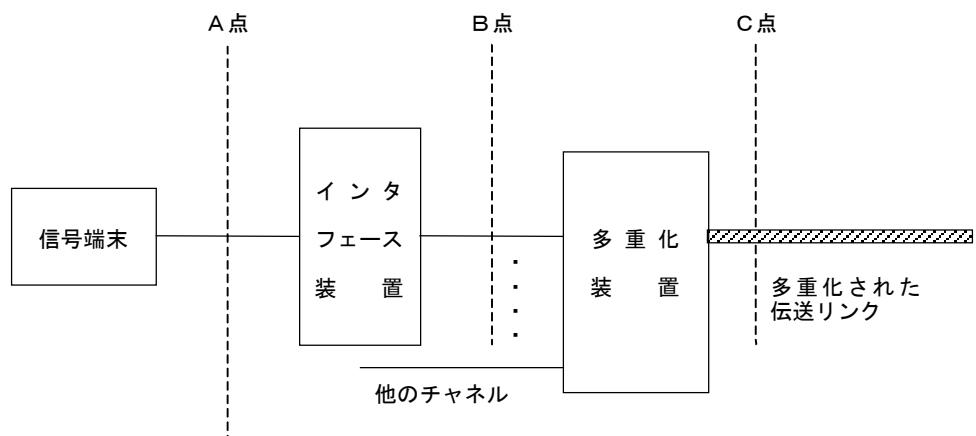


図 4-1 / JT-Q 702 インタフェースの規定点
(C C I T T Q. 702)